平成 19 年 8 月 7 日

都道府県サッカー協会　理事長・専務理事各位
シニア大会部会員　各位
写し）都道府県サッカー協会シニアご担当者

財団法人　　日本サッカー協会
シニア大会部会長　釜本　邦茂

シニア年代の大会でのメガネ使用について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より本協会の事業に対し格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表記の件につきましてご案内を申し上げます。
本年度の日本サッカー協会直轄主催のシニア大会におきまして、サッカー競技を行うためにメガネ（ごく普通の眼鏡）の着用を認めて欲しいという意見がございました。日本サッカー協会直轄大会、ねんりん、スポレクなどで運用が異なっているという指摘でございました。
このような意見が出されました経緯を鑑みて、シニア年代の大会でのメガネ使用についての考え方を周知させて頂く次第でございます。

【日本サッカー協会競技規則】抜粋
第４条　競技者の用具
試合中、競技者はメガネをかけてよいのか

プラスティックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネは、一般的に危険であるとは考えられない。このような状況から審判はそのようなメガネを認めることが望ましい。

以上の競技規則に則り、大会の運用上としては次の通りとしたいと思います。

メガネが破損した場合は本人のみならず相手選手を傷つける可能性がある。また、ピッチ内に破損した破片が残り、二次的に競技者が負傷する恐れがあると考えられる。以上により、**「プラスティックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外」は使用禁止とする。**

今後シニア年代での大会を主管されるサッカー協会におきましては、本件をご理解頂いた上で大会運営を行って頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

以上

本件に関するお問い合わせ先
（財）日本サッカー協会　事業部
担当：吉村／瀬戸／大谷
tel：03-3830-1809　fax：03-3830-2005